

業務指示書

フィリピン国マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年8月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市排水対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市排水対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市排水対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市排水計画】

- 1) 類似業務の経験：都市排水計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写15部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.725 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市排水対策
都市排水計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／都市排水対策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市排水計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピンは世界で最も自然災害の多い国の一つである。マニラ首都圏は、フィリピンの政治、経済、文化の中心地であるが、沿岸低地地域のため台風／暴風雨および洪水の影響を受けやすく、同地域の経済・社会活動は洪水により深刻な影響を受けてきた。フィリピン政府は洪水対策の計画策定やそれに基づく事業実施など、過去50年以上にわたり継続的にこの課題に取り組んで来ているが、いまだマニラ首都圏は十分な洪水対応能力を備えていない。

フィリピン政府は、フィリピン中期開発計画（2011-2016年）において、洪水リスク軽減のための流域保全及び効率的且つ効果的なインフラ整備を主要施策の一つとして掲げている。また、その戦略として、洪水リスクの高い地域における洪水対策施設の優先的な建設、洪水対策施設の計画や設計への気候変動適応策の組み込み、構造物／非構造物両面からの災害リスク軽減・管理の実施等を挙げている。また、フィリピン気候変動適応戦略（2010-2022年）において、気候変動への適応のため、適切なインフラ整備によるリスクと脆弱性の減少を掲げている。

我が国は、対フィリピン共和国国別援助方針（2013年4月策定）において、重点分野「脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定」の下、「災害リスク軽減・管理」にかかる支援策として、様々な災害（台風、洪水、地震、津波、火山災害など）に対応すべく、ガバナンスの問題（維持管理、住民への情報提供など）にも着目しつつ、本邦の技術・知見を活用してソフト・ハードの両面の対策を積極的に展開することとしている。また、フィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパーでは、ハード（治水事業等防災インフラの整備の促進）およびソフト（住民の適切な避難のための対策強化をはじめとした制度強化）の両方の観点からの支援を重点に位置付けている。加えて、2011年9月および2015年6月の日比共同声明においても、防災・災害対策分野での協力推進が確認されている。

我が国は、1970年代から40年以上に亘り、マニラ首都圏と大河川を中心に洪水対策計画の策定や円借款での実施の他、中央官庁への技術支援等、幅広い支援を行っている。JICAは河川洪水/外水対策に関し、マニラ首都圏において、1988年から1990年にかけて「マニラ首都圏洪水対策計画調査」を実施し、特に緊急度の高い事業の一つとしてパッシング・マリキナ川の洪水対策「パッシング・マリキナ川河川改修事業」を取り上げ、フィージビリティ調査、旧国際協力銀行の案件形成促進調査を経て、4フェーズに分けて同事業を実施する方針とした。現在、フェーズIII（2011年度L/A調印）の詳細設計を実施中である。

排水/内水氾濫対策に関しては、JICAは1973年の円借款「マニラ地区洪水制御・排水事業」に始まり、1989年～1994年の無償資金協力「マニラ首都圏排水路改善計画（フェーズI～II）」、2000年～2008年の円借款「カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業」等の支援を通じ、河川浚渫やポンプ場・水門・排水路等の整備を行ってきた。2005年に開発調査「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上調査」（以下、「2005年開発調査」）を実施しており、その結果に基づき、公共事業道路省（DPWH）で一部排水地区におけるインターセプター（排水用開水路）建設等を実施してきている。他方、昨今の洪水状況を踏まえ、排水能力の更なる強化と抜本的な解決策が必要となっており、現在、DPWHは更なる事業実施のために自国資金を用いて調査を実施中である。しかし、用地取得の難航や工事渋滞の

懸念により地上部での工事が困難となっている場所がある等、排水機能の実現に向けた課題に直面しており、日本の地下放水路建設の技術を活用した事業化の可能性について、DPWH から JICA に調査実施支援の要請があった。

本業務は、上記要請を受け、日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）の活用の検討を含め、マニラ首都圏における排水施設整備にかかる情報収集・確認を行うもの。以て、JICA による個別有償資金協力事業の協力準備調査の前提を確認することを企図する。

2. 業務の目的

本業務は、当該分野における JICA としての効果的な援助アプローチ等の検討のため、日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）の活用の検討を含め、マニラ首都圏における排水施設整備にかかる情報収集・確認を行うもの。

3. 業務の概要

(1) 対象地域

マニラ首都圏内で DPWH が排水/内水氾濫対策分野における更なる事業実施のために実施中の調査（以下、「DPWH 調査」）の対象地域（Zapote-Las Pinas, Buendia-Maricaban-NAIA-Paranaque, Espana-UST, Tullahan, San Juan）

（注 1）別添地図の色のついた部分

（注 2）上記対象地域は本業務の対象地域であって、今後マニラ首都圏全体のマスタープラン調査等を実施する場合は、2005 年開発調査時と比較し現在の都市圏や浸水地域の範囲が拡大されていることを踏まえて既設排水路網での対応可能な水準を考慮し、整備検討の対象範囲が拡大され得る点に要留意。

(2) 関係官庁・機関

フィリピン公共事業道路省（Department of Public Works and Highways/DPWH）

(3) 本業務に関連する JICA の主な支援実績

① 円借款

1973 年～ 「マニラ地区洪水制御・排水事業」

1984 年～1990 年 「メトロマニラ排水ポンプ施設修復事業」

1988 年～1998 年 「マニラ地区洪水制御排水事業 II」

1997 年～2007 年 「メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画」

1999 年～2000 年 「パッシング-マリキナ川河川改修事業（フェーズ I）」

2000 年～2008 年 「カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業」 2006 年～2013 年 「パッシング-マリキナ川河川改修事業（フェーズ II）」

2012 年～現在 「パッシング-マリキナ川河川改修事業（フェーズ III）」

② 無償資金協力

1989 年～1991 年 「マニラ首都圏排水路改善計画（フェーズ I）」

1993年～1994年 「マニラ首都圏排水路改善計画（フェーズII）」

③開発調査

1990年「マニラ洪水対策計画調査」

2003年～2005年 「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上調査」

4. 業務の範囲

本業務は、フィリピン政府と2015年6月に合意したAide Memoireに基づき実施される。コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、機構ならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務では、マニラ首都圏内のDPWH調査の対象地域（Zapote-Las Pinas, Buendia-Maricaban-NAIA-Paranaque, Espana-UST, Tullahan, San Juan）を調査の範囲として、日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）の活用の検討を含め、マニラ首都圏における排水施設整備に関し、以下の調査項目につき情報収集・確認を行う。

- ① DPWHによる調査で収集されたデータの整理、信頼性の確認
- ② DPWHによる調査対象地域のうち日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）の活用可能性のある候補エリアの整理
- ③ 上記②のエリアにおいて活用可能性のある日本技術の適切性・優位性の整理
- ④ マニラ首都圏内の優先事業実施の候補エリア選定のクライテリア整理、および複数の候補地での排水施設整備案の提示、各候補エリアに関する概略の事業効果算出や自然・社会環境影響調査等の実施

(2) DPWHおよび国土交通省の調査結果および取得データの整理、信頼性の確認

本業務においては、DPWHにより実施中の調査および本調査に関連して2015年8月～9月にかけて実施予定の排水対策にかかる国土交通省の調査（以下、「国交省調査」）の結果および取得データを整理し、信頼性の確認を経た情報を基に調査を遂行することとなる。そのため、DPWHおよび上記調査を受注したWoodfields Consultants Inc.の調査結果、および国交省調査の結果から十分に情報収集し、確認を行うこと。

(3) 調査スケジュール管理

本業務については、比政府において現政権中の事業計画の承認を目指していることから、2015年12月中の調査結果の提供についてDPWHより強い要望を受けているため、12月までに調査を必ず終える必要がある。2015年9月中旬～12月中旬と約3ヶ月程度の期間での取り纏めが求められるため、非常にタイトな作業工程となるものの、上記要望を踏まえ、調査スケジュールを組み、作業に遅れが出ないよう十分留意すること。

(4) 国内支援委員会での報告・議論

本業務については、本邦技術の最新の実績や優位性・適切性等の点や、DPWH により行政の立場から日本の経験を活用することを促すため、日本の行政の視点が重要となることから、地下河川の計画、整備、管理の実績を有する国土交通省の当該分野に関する部署等から数名を含む国内支援委員会を JICA にて設置する。各会において、調査結果や課題について報告の上、同委員会メンバーとの議論を行い、その内容をその後の調査へ活かすこと。

(5) JICA との協議・打ち合わせ及び報告書案の提出等

本業務は「5 実施方針及び留意事項」及び「6 業務の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次 JICA への報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① JICA への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ② 現地調査中に JICA 本部と打ち合わせする場合には、JICA のテレビ会議システム（フィリピン事務所-本部）を活用できる。なお、会議システムの事前予約のため、打ち合わせの日時の調整はあらかじめ時間的余裕を持って行うこと。
- ③ JICA との協議・打ち合わせを効率的に進めるために、打ち合わせ資料をメール等で事前送付し、あらかじめ JICA 側が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- ④ JICA との協議・打ち合わせ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA 側の内容の確認を受けること。
- ⑤ 業務の各段階において作成・提出する報告書案について、JICA 側の十分なレビュー時間を確保すること。

(6) 本業務の成果の考え方について

本業務には、下記「6. 業務の内容」にある通り、事業実施の候補エリアにおける排水施設整備案の提示および概略事業費・概略経済的内部収益率の算出が含まれている。これらは通常協力準備調査（F/S）で実施するレベルのものではなく、その前段階の比政府における事業計画の検討に際し、複数の排水施設整備案や工法の比較に活用できるレベルのものとする。

6. 業務の内容

(1) 国内作業

① 既存資料のレビュー及びインセプションレポートの作成

以下の点を中心に、これまでのフィリピン政府や他ドナー、JICA による排水分野における各種関連調査結果や既存資料のレビューを行う。

イ) DPWH 調査

ロ) 2005 年 JICA 開発調査「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上調査」

ハ) 世銀による排水改善にかかる技術支援・調査

ニ) 国交省調査の結果

- ② 業務実施方針、方法及び作業計画を検討する。
- ③ 現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。

④ 上記を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、JICAに提出する。

(2) インセプションレポートの説明

インセプションレポートの内容について、JICAと協議し、必要な修正を行った上でJICAの了解を得てから、フィリピン政府に説明し、内容につき協議・確認する。また、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等についてフィリピン政府と協議・確認した上で、以下の調査を実施する。

(3) 既存排水路および排水機場の現状・課題の整理

DPWHへのヒアリングおよび現場視察を通じて、DPWHによる調査の対象エリアにおける既存の排水路の現状を把握し、外水排除による既存及び新設の内水排除効果を増大する方策を含め、課題を整理する。その上で、DPWHにより実施可能な対応策（既存の排水路に堆積している固形廃棄物および土砂の排除等）について提言を行う。

(4) DPWHによる調査結果および収集データの入手・整理、信頼性の確認

本業務の実施に必要な以下の情報に関し、DPWHによる調査結果から情報収集の上、整理を行う。また、データの根拠や調査手法等について確認し、信頼性についても確認する。

- ① 時間雨量
- ② 地形（メッシュ標高データ）
- ③ 土地利用状況
- ④ 既存排水路（エステロ、下水道）諸元
- ⑤ 排水ポンプ諸元
- ⑥ 排水先となる河川の水位データ/潮位データ
- ⑦ 排水ポンプ運用実績
- ⑧ 浸水範囲・浸水深実績

(5) DPWHによる調査対象地域のうち日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）の活用可能性のある候補エリアの整理

DPWHによる調査対象地域のうち、日本の地下トンネル技術（シールド工法、推進工法等）を活用すべきエリアについて、以下のようなクライテリアを整理の上選定し、候補を挙げる。JICAの確認を得た上で、フィリピン政府と同クライテリアにつき、コンセンサスを形成する。

<日本の地下トンネル技術の活用エリア選定クライテリア案>

- 道路上の交通量を踏まえ、開削工法での工事が難しい
- 周辺の開発状況を踏まえ、集水路または放水路建設のための道路の幅が難しい
- 一部エリアにおいて不法投棄による固形廃棄物・土砂の堆積により本来の排水能力が失われている場合は、その固形廃棄物や土砂の排除により排水機能を回復してもなお、地下の放水路・集水路の建設が必要等

(6) 上記(5)のエリアにおいて活用可能性のある日本技術の詳細、適切性・優位性、活用に当たっての留意点・課題等の整理

- ① 上記(5)のエリアにおいて活用可能性があるかと判断された日本の地下トンネル技術について、より詳細に具体的な工法(シールド工法、推進工法等の種類や規模、延長)を検討。
- ② 各工法に関し、上記(5)で選定されたエリアにおける活用の適切性、および他国の技術と比較した際の優位性について整理。
- ③ 各工法に関し、活用の際の留意点や課題について整理。

(7) マニラ首都圏内の優先事業実施の候補エリア選定のクライテリア整理

- ① マニラ首都圏内の DPWH が実施中の調査の対象地域のうち、最優先すべきエリアを選定する際のクライテリアを整理。

<最優先の事業実施エリアの選定クライテリア案>

- 洪水から守るべき資産の評価にかかるクライテリア(資産、人口、公共施設等)
- 内水被害リスクの評価にかかるクライテリア(地形、浸水実績)
- 日本の技術活用可能性の評価 ((5)(6)の結果を踏まえること)
- 工費・工期
- 既存の地下構造物の有無(建設物、上下水道網、各種ケーブル網等)およびその他土質等の自然条件(ただし、ボーリング等の自然条件調査は行わないこととする。)

- ② 上記クライテリアを基に、各エリアについて整理。
- ③ 各エリアにおける排水施設整備案を提示の上、自然・社会条件調査や事業効果(経済的指標のみならず、浸水被害解消面積などの事業効果を端的に表現できる指標の検討及び提案を行う)の実施。

(8) 国内支援委員会での報告

JICAにて設置される国内支援委員会に対して、調査の進捗状況につき、中間報告を行う。

(9) 上記(7)の複数の候補エリアにおける排水施設整備案の提示

- ① 対象外力規模
- ② 各候補エリアにおける集水路および/または放水路の線形案
- ③ 各候補エリアにおける集水路および/または放水路の管延長、管径、埋設深度等
- ④ 各候補エリアにおける施工計画案

(注1) なお、必要に応じて、優先事業完了後の整備における手戻りが生じないよう、また、集水路および/または放水路の延伸が可能となるよう留意すること。

(注2) また、これらの検討は、5.(6)に記載のとおり、概略設計として協力準備調査で実施する内容の前提を確認するもの。

(10) 上記(8)にかかる事業効果の算定

① 概略の事業費算出

② 概略経済的內部収益率 (EIRR) 算出

(注1) ①②共に数字の精度については、5.(6)に記載のとおり、通常のF/Sレベルのものではなく、複数の排水施設整備案の比較に便宜的に活用できるレベルのものとする。

(注2) なお、費用及び便益の算出に当たっては、原則治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月 国土交通省)に記載の手順に沿って検討する。

(注3) また、本調査で検討する施設について、内水排除のみならず、外水排除の目的を含めて設計された場合の便益についても概略で算定すること。

(11) 事業スキーム・資金計画の検討

事業実施に際しての、JICAの円借款スキームまたは海外投融資スキーム活用を前提とするPPPスキーム適用可能性、及び資金計画のオプションに関する概略検討を行う。

(12) 自然環境・社会環境への影響可能性を確認

事業候補地の自然環境と社会環境について現状を確認する。合わせて土地取得と住民移転計画にかかる政策及び現状を確認する。

(13) 今後の課題・留意点整理

今後の更なる調査及び事業実施に際して、本業務で浮かび上がった課題及び留意点につきまとめる。

(14) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

- ① 以上の調査・検討内容を、ドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。
- ② 事前に JICA、国内支援委員会と内容について協議し、必要な修正を行った上で、内容について JICA の了解を得る。
- ③ ドラフトファイナルレポートをフィリピン政府関係者に提出・説明し、内容につき協議・確認する。
- ④ フィリピン国関係者のコメントに対応し、ファイナルレポート作成へ向けて、必要な修正案について協議・確認する。
- ⑤ ファイナルレポート作成にあたり、必要に応じて、追加情報・データの収集を行う。

(15) 国内支援委員会での報告

JICA に対して、ファイナルレポートの内容につき、最終報告を行う。

(16) ファイナルレポートの作成・協議

ドラフトファイナルレポートに対するフィリピン国関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、ファイナルレポートを作成し JICA に提出する。

7. 成果品等

次の報告書等を JICA の指示に従い、JICA が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとするが、必要に応じて変更となる。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及びフィリピン事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書のフィリピン政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

⑥ インセプションレポート

記載事項 : 6. (1) 参照

提出時期 : 調査開始後 10 日以内

部数 : 英文 10 部 (簡易製本)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

② ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 6. (14) 参照

提出時期 : 2015 年 11 月中旬

部数 : 和文 5 部 英文 10 部 (簡易製本)

和文要約 5 部、英文要約 10 部 (簡易製本)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

③ ファイナルレポート (最終成果品)

記載事項 : ドラフトファイナルレポートに対するフィリピン政府関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加えたもの。

提出時期 : 2015 年 12 月中旬

部数 : 和文 5 部 英文 10 部 (製本)

和文要約 5 部 英文要約 10 部 (製本) (※)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

(※) ファイナルレポートには概略事業費の記載があるため、JICA の判断で公開制限を行うことがある。この場合、調査完了後直ちに調査内容を公開するために要約版は、先行公開版と公開制限版の 2 種類を作成し、先行公開版には概略事業費と事業費を類推できる情報を記載しないことを留意の上、作成する。

(2) その他の報告書類

① 業務計画書

記載事項 : 共通仕様書の規定に基づく
提出時期 : 契約締結後 10 日以内
部数 : 和文 5 部 (簡易製本)
提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)

② デジタル画像集

記載事項 : プロジェクト対象サイト等のデジタル画像
提出時期 : ファイナルレポートと同時提出
部数 : CD-R 2 部
提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)

(3) 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編は CD-ROM (Windows 対応) で JICA に提出する。

(4) その他提出物

① 議事録

フィリピン政府との各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。
また、JICA が別途開催する各種会議における議題、出席者、質疑応答等について、議事録 (A4 判、タイピング) 案を取りまとめたうえ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

② コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICA に提出する。

③ フィリピン政府への提出文書

フィリピン政府への提出文書は、その写しを JICA 担当部 (現地調査期間にあたっては JICA 在外事務所長も含む) へ速やかに提出する。

④ その他

その他、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

(5) 成果品の仕様

最終報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

(6) 報告書等作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書は、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブによるチェック等の十分な確認を行い、読み易いものとする。
- ② 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- ③ 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- ④ 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑤ JICA が開催する各種会議における提出物については、事前に（JICA と合意した日程に）JICA へ提出し、事前説明を行うこと。
- ⑥ 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、フィリピン政府がその内容につき十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができるよう留意すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2015年9月中旬より業務を開始し、2015年11月中旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2015年12月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約16M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- ① 総括／都市排水対策（2号）
- ② 副総括／都市排水計画（3号）
- ③ 氾濫解析
- ④ 調達・施工計画／積算
- ⑤ 経済・財務分析／事業評価
- ⑥ 運営維持管理計画
- ⑦ 環境社会配慮

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 相手国の便宜供与

- (1) 調査業務実施に必要な作業スペース
- (2) 調査に必要な資料、情報等の提供
- (3) 調査団専門家に対応するカウンターパートの配置及び現地調査への同行
- (4) 調査に関連する制限地域への立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援
- (5) 必要時における調査団への医療サービスの紹介

4. 参考資料

(1) 閲覧資料：東南アジア第5課（03-5226-8976）までご連絡ください。

① DPWH 調査の報告書案

(2) 公開資料：JICA 図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) において以下の報告書が閲覧・ダウンロード可能である。

- ① JICA 開発調査「フィリピン国マニラ首都圏中心地域排水機能向上調査」（2005 年）
- ② JICA 開発調査「マニラ洪水対策計画調査」（1990 年）

5. 現地再委託

本業務においては、現地再委託は特に想定していない。但し、必要と判断する場合は、以下の点に留意の上、プロポーザルでその必要性および委託業務内容について説明すること。

- (1) 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (2) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

6. その他

(1) 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 関係者との連絡

フィリピン政府関係機関、JICA 事務所及び JICA 本部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。また、重要な事項については、その都度、議事録により確認を行うこと。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

DPWH 調査 対象地域地図



